

1 するかあるいは一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課す方向へ
 2 と移行させていくことなど、行政処分の在り方等について検討が求められて
 3 おり、これらの課題について、引き続き検討を進めるべきである。

4
 5 ○ 医師及び歯科医師の臨床研修の円滑な実施、医師、歯科医師、看護師など
 6 の国家試験について、問題の公募や出題内容、形式の見直しなど、養成課程
 7 も含め、各資格者その資質の向上につながる施策を積極的に進めるべきであ
 8 る。

9
 10 ○ 本年中に策定する新しい看護職員需給見通しを踏まえ、看護職員の養成・
 11 確保を計画的に進める必要がある。

12 ○ 患者の視点に立って医療安全を確保する観点から、①看護師資格を持たない
 13 保健師及び助産師の看護業務、②看護師等の名称独占、③行政処分を受け
 14 た看護職員に対する再教育、④免許保持者の届出義務等の論点については、
 15 「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」
 16 の中間まとめ（平成17年6月）において、一定の制度の見直しを行う方向
 17 で整理がなされているところであり、必要な措置をすべきである。このほか
 18 の、新人看護職員研修等、資質や専門性の向上の論点について、引き続き検
 19 討していくことが必要である。

20
 21 ○ このほか、医療を担う様々な職種の人材の確保と資質の向上に取り組む必
 22 要がある。また、国及び都道府県は、保健医療行政を担う職員の人材育成に
 23 努める必要がある。

24
 25 ○ 専門医については、現在、国は、広告規制制度の中で、研修体制、試験制
 26 度等の基準を満たした学会による認定専門医を、医療機関等が広告できる事
 27 項としているにとどまり、専門医の質の確保については各学会に委ねられて
 28 いるが、専門医の質の確保に当たり、国あるいは公的な第三者機関が一定の
 29 関与を行う仕組みとすることを含め、医療の質の向上と医療安全のさらなる
 30 推進を図る上での専門医の育成のあり方について検討すべきである。

31 ○ また、心臓外科や血管外科等特に高い専門性が求められると考えられる一
 32 定の領域について、専門医の養成・確保や専門的医療を行う病院の位置づけ
 33 を通じて、医師の専門性を評価する仕組みとすることも考えられる。